

[事案 2021-271] 契約内容遡及変更請求

・令和4年6月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約時に遡って保険金額を減額することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年8月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約時に遡って保険金額を減額してほしい。

- (1)保険料が高額であるにもかかわらず、募集人から確認がなく、金額を把握していれば契約しなかった。
- (2)募集人から、年齢による締切があると急かされて契約した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を用いて複数の保険金額のプランを提案しており、申立人自身が本契約を選択した。
- (2)年齢により保険料が上がるタイミングは差し迫っておらず、年齢による締切があるとの説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。